

第1 子どもの人権の尊重

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市では、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として平成20年6月に「三鷹子ども憲章」を制定しました。また、次世代育成支援の総合的指針として「子育て支援ビジョン」（平成21年3月）を策定するとともに、すべての子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支えるための施策を進めるために「次世代育成支援行動計画（後期計画）」（平成22年3月）を策定しました。さらに、平成27年度に施行された子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承した「子ども・子育て支援事業計画」（平成27年3月）を策定し、子ども・子育て支援施策を推進しています。

また、「三鷹子ども憲章」を実効性のあるものとするため、市内小・中学校では「考えて」「実践する」さまざまな取り組みを展開するとともに、児童・生徒による活動だけでなく、保護者や地域住民による活動等も視野に入れた幅広い普及、実践活動の展開に努めています。

一方、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域の子育て力の低下が指摘されています。また、子どもに対する虐待等は、子育て家庭の孤立化に起因しているといわれ、深刻な社

会問題の1つとなっています。さらに、いじめや不登校、ひきこもり状態にある子どもやニート状態（注1）にある若者が抱える問題等は、子どもの人権に関わるものや、個別の機関だけでは解決困難な事例が増えてきており、それぞれの課題に対し、連携して適切な対応を図ることが課題です。

（注1）ニート：学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない若者（15～34歳）のことです。

● 施策の方向

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもの健全な育成環境を確保するために、これまで構築してきた関係機関等との総合的なネットワークをさらに充実させることにより、障がい、疾病、虐待及び貧困など特別な支援を必要とする家庭を早期に把握し、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた取り組みや、課題を抱えた家庭への支援を行います。特に、学校と家庭、地域の連携を進めるとともに、地域の子育て力を向上させるため、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

また、子どもや若者、家庭をとりまく問題がより複雑化している中で、困難を有する子どもや若者に対し、相談や具体的な支援につながる体制を整備し、課題解決に向けた取り組みを推進するなど、子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
子ども家庭支援センターの利用者数	68,038人	76,073人	78,000人	80,000人

子ども家庭支援センターに来館する延べ利用者数を示す指標です。子どもの人権を尊重し、子育て中の家庭を支援して、地域や家庭、学校や保育園、学童保育所等とも連携しながら子ども・子育て支援を推進します。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支えるため、家庭と地域社会の連携に努めます。
- 関係機関は、子どもの相談に関する総合的なネットワークの連携を強化するとともに、特別な支援を必要とする家庭を早期に把握し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

● 市の役割

- 市は、気楽に子どもを預け合える環境の整備に向け、地域の子育てサポートリーダーの育成など、子育て人財を養成します。
- 市は、「三鷹教育・子育て研究所」などとの連携を図りながら、子どもが抱える問題解決の方策について、調査・研究し、解決を図ります。
- 市は、乳児のいる家庭を訪問し、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。
- 市は、困難を有する子ども・若者の相談や支援を行います。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画等の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1)	「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進	推進	①「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進
(2)	「子育て支援ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て施策の推進	推進	①「子育て支援ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
(3)	「教育ビジョン2022」の改定と推進	主要	①「教育ビジョン2022」の改定と推進 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照

2 子どもへの支援

(1)	子どもからの相談体制の充実	推進	①子ども相談窓口機能の充実 ②子ども相談事業の調査・研究
(2)	総合教育相談室事業の充実	推進	①スクールソーシャルワーカー等の充実 ②学習指導員派遣事業の充実 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
(3)	子ども・若者支援施策の推進	主要	①子ども・若者支援の推進
		主要	②困難を有する子ども・若者への支援体制の構築
		推進	③いじめ・不登校への対応 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
(4)	子ども自身の力を高めるプログラムの普及	主要	①子ども自身の力を高めるプログラム（CAPワークショップ）の普及 ▶「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照

3 子どもの育つ環境への支援

(1)	子育て相談機能の充実	推進	①子ども家庭支援センターの機能強化
		推進	②子育て相談機能の充実
(2)	子どもの貧困対策の推進	主要	①子どもの貧困対策の推進
(3)	児童虐待の予防・早期発見	主要	①子どもの虐待予防・早期発見と心のケア
			②養育家庭（里親）の普及・啓発
(4)	地域の子育て力の向上	主要	①ファミリー・サポート・センター事業の充実
		主要	②地域における人財の育成
		主要	③乳児家庭全戸訪問の推進
			④地域ケアネットワーク、ほのぼのネットとの連携強化

4 推進体制の整備

(1)	子ども家庭支援ネットワークの推進	推進	①関係機関等との連携による施策の充実
-----	------------------	----	--------------------

V 主要事業

2-(3)-① 子ども・若者支援の推進

2-(3)-② 困難を有する子ども・若者への支援体制の構築

子どもや若者の居場所と社会参加につながる機会を提供します。不登校、ひきこもり状態にある子どもやニート状態に陥る可能性が高い層の中学卒業生、高校中退者等の若年者に対して、相談と具体的な支援につながる体制（ネットワーク）の整備を進めます。学校や総合教育相談室と連携するとともに、市内の大学やNPO法人、関係団体等と協力して、児童館が「気づき・遊び」から「相談」へとつながる居場所として機能するよう、支援体制を構築します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
子ども・若者支援の推進	支援体制の充実	検討・試行	検討・試行	試行	実施	→	充実

3-(2)-① 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように貧困の連鎖を防ぐため、セーフティネットとしての生活支援、経済的支援、教育支援等の制度や就学援助、生活困窮者自立支援制度に基づき、子ども・若者支援事業をきめ細かく運用しながら、国や東京都と連携し、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
子どもの貧困対策の推進	支援体制の充実	実施	充実	→			

3-(3)-① 子どもの虐待予防・早期発見と心のケア

「子ども虐待防止対応マニュアル」等を活用し、虐待の予防、早期発見に努めるとともに、児童虐待に対する組織的対応の実効性を高めるために配置した虐待対策コーディネーターを中心に、関係機関との連携の強化を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
子どもの虐待予防・ 早期発見	組織的対応の実 効性の向上	実施	強連 化携				

3-(4)-① ファミリー・サポート・センター事業の充実

3-(4)-② 地域における人財の育成

気楽に子どもを預け合える環境の整備に向けて、子育てに係る援助会員の育成と援助活動の調整を行うファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。地域の子育てサポートリーダーの育成など、子育て人財を養成し、協働型地域子育て環境の充実を図るとともに、訪問型の障がい児保育や病児保育対応についても検討を進めます。また、男性会員の拡充にも努めます。その他、活動場所の確保を含め、地域で活動する子育てグループの育成を支援します。

さらに、子ども・子育て支援新制度における子育て支援分野の人財確保のため、新制度で制度化された「子育て支援員」制度や東京都及び市独自の研修の活用を図りながら、今後の子育て支援分野における人財の確保・資質の向上に努めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
子育てサポーター等 の子育て人財の養成	訪問型の障がい 児保育や病児保 育の実現	実施	充 実				

3-(4)-③ 乳児家庭全戸訪問の推進

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問事業等適切なサービスの提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化に伴う虐待等を未然に防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。なお、実施にあたっては、新生児訪問指導事業をはじめの絵本（ブックスタート）事業と連携しながら推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
乳児家庭全戸訪問の 推進	新生児訪問指導 事業、養育支援 訪問事業等との 連携強化	実施	推 進				

VI 推進事業

1-(1)-① 「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進

「三鷹子ども憲章」及び「子育て支援ビジョン」の理念の実現に向け、子育て支援施策の推進と充実を、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPO法人との連携を図り推進します。

2-(1)-① 子ども相談窓口機能の充実

子ども本人からのSOSや相談等を受けとめるための相談窓口機能として、子ども家庭支援センターや児童館及び総合教育相談室等の関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。また、「みたか子育てねっと」(注2)を活用したインターネットによる相談事業の充実を図ります。

(注2) 「みたか子育てねっと」：市民の子育て支援に向けて、インターネットの利点を活用して市が開設するホームページのことで、市民と事業者と行政が協力し、子育てに関する人、施設、サービスなどの地域にある情報をトータルに提供しています。

2-(2)-① スクールソーシャルワーカー等の充実

児童・生徒の教育上の課題を解決するため、心の安定とともに、児童・生徒を取り巻く家庭等の環境への働きかけを行うスクールソーシャルワーカー(注3)を配置しています。学校における児童・生徒の課題について、福祉・保健・医療等の機関と連携しながら家庭を支援するため、市が学校に配置しているスクールカウンセラー(注4)を含め、その機能の充実を図ります。また、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、また貧困が世代を超えて連鎖することがないように、セーフティーネットとしての支援を推進します。

(注3) スクールソーシャルワーカー：児童・生徒を取り巻く学校、家庭、地域、友人関係、環境の課題を整理し、教育だけでなく福祉・保健・医療等の機関との連携や調整を図りながら支援を行います。

(注4) スクールカウンセラー：児童・生徒や保護者に対して心理的な面から相談にのり、必要な支援を行います。

3-(1)-① 子ども家庭支援センターの機能強化

3-(1)-② 子育て相談機能の充実

子育て支援の拠点施設としての子ども家庭支援センターにおいて、虐待対策コーディネーターを中心に機能の強化を図り、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスを提供します。また、児童館やむらさき子どもひろば(注5)等においても、関係機関と連携しながら子育て家庭が抱える問題や悩みなどの相談事業の充実を図るとともに、「みたか子育てねっと」など、インターネットを活用した相談事業の充実を図ります。

(注5) むらさき子どもひろば：乳幼児から小学生を対象にした児童館的機能と子育て支援の機能を兼ねた子どものための拠点施設のことで、

4-(1)-① 関係機関等との連携による施策の充実

学校、児童館、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関や、市内大学、NPO等の関係団体、カウンセラー等の専門家との連携を図ることにより、子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。

VII 関連個別計画

- 子育て支援ビジョン
- 子ども・子育て支援事業計画
- 健康福祉総合計画2022(第1次改定)
- 教育ビジョン2022(第1次改定)
- 教育支援プラン2022(第1次改定)

第2 子育て支援の充実

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

厚生労働省の2014年人口動態統計によると、「合計特殊出生率」は1.42となり、前年を0.01ポイント下回り9年ぶりに低下しました。若者の非婚・晩婚化の進行や、出産適齢期の女性の数が今後減少傾向にあることを考えると、少子化の傾向は今後も続くものと予測されます。

市では、次世代育成支援の総合的指針である「子育て支援ビジョン」(平成21年3月)や、具体的な施策や目標を示した「次世代育成支援行動計画(後期)」(平成22年3月)、さらに同計画を継承し、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」(平成27年3月)を策定し、すべての子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支える「子ども支援」と「子育て支援」の取り組みを進めています。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育ての知恵が伝承されにくい環境を背景にして、子育て家庭の孤立化に起因する、子どもへの虐待や親の育児不安等が深刻な社会問題となっているため、在宅子育て支援の充実が課題です。

また、保育園の入園希望者の増加に伴い、公設民営保育園、民間の認可・認証保育園、家庭的保育事業者の拡充及び市立保育園の定員の弾力化などにより、平成15年度から平成27年4月まで12年間で約1,500人の保育定数を拡充してきましたが、現

在も待機児童の解消には至らず、引き続き課題となっています。

さらに、学童保育所については、老朽化した施設の改修及び入所希望者の増加に対応するため、三小、井口小、高山小、五小の各学童保育所の整備を進めるとともに、むらさき子どもひろばの耐震改修リニューアル工事に伴う四小学童保育所の改修により、保育環境の改善を図っています。学童保育所についても、近年、入所希望者が増加しており、待機児童が増加傾向にあり、課題となっています。

● 施策の方向

平成27年度から施行された子ども・子育て支援新制度を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考え方を基本に、全ての子どもと子育て家庭がいきいきと安心して生活できるよう、地域全体で子どもの成長を支えるとともに、妊娠期から切れ目のない子ども・子育て支援策を推進します。特に、喫緊の課題である保育施設等の待機児童の解消に向け、「子ども・子育て支援事業計画」で定めた確保方策等に基づき、保育施設の計画的な整備を図っていきます。また、在宅で子育てをしている家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感を解消するため、子ども・子育て支援新制度を踏まえ、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業を充実します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
保育園待機児童の解消	243人	179人	0人	0人

保育園の待機児童数を示す指標です。民間認可保育園や小規模保育施設等の開設支援、市立保育園の弾力運用等により、平成26年4月1日現在で179人の待機児童をなくすことをめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
市内の保育施設における 保育定員数	2,491人	3,122人	3,550人	3,550人

市内の保育園・地域型保育施設等すべての保育施設における保育定員数を示す指標です。さまざまな施策を組み合わせ、学齢期前人口動向も注視しつつ保育ニーズに対応した定員拡充をめざします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、地域社会の中において、情報共有を図りながら子どもを育む社会形成の一翼を担います。
- 事業者は、市の保育理念を理解し、保育の質の向上に留意するとともに、保育ニーズを的確に把握しながら保育事業を実施するよう努めます。

● 市の役割

- 市は、待機児童の解消に向け、さまざまな施策を講じるとともに、保育の質を確保しながら保育サービスを提供します。
- 市は、関係機関と連携しながら、地域における子ども・子育て支援を推進します。
- 市は、地域のニーズを的確に把握し、子ども・子育て支援新制度に適切に対応します。
- 市は、不登校、ひきこもりなど、さまざまな問題を抱えている子どもや若者たちを支援するため、体制（ネットワーク）の整備を進めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画等の推進

主要事業 推進事業

(1)	「子育て支援ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進	①「子育て支援ビジョン」「子ども・子育て支援事業計画」に基づく子ども・子育て支援施策の推進
-----	--	---

2 地域のすべての子育て家庭の支援

(1)	総合的な子育て支援サービスの展開		①子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討
			②子ども発達支援センターの開設と機能の充実 ▶「第5部-第3 障がい者福祉の充実」参照
			③子どもの虐待予防・早期発見と心のケア ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
			④子育て相談機能の充実 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照

(2)	地域子ども・子育て支援事業の充実	主要	①利用者支援事業の実施
		主要	②保育園地域開放事業の充実
		推進	③親子ひろば事業の充実
			④一時保育、緊急一時保育、子どもショートステイ事業等の拡充
			⑤育児支援ヘルパー事業の充実
(3)	ワーク・ライフ・バランスの推進		①企業の子育て支援への働きかけ
			②男性の育児参加支援
			③三世代交流事業の推進
(4)	子育て世帯への経済的な支援		①児童手当の支給

3 待機児童解消への取り組みと幼児期の学校教育・保育の充実

(1)	待機児童解消への取り組み	主要	①民間認可保育園、小規模保育施設の開設支援
		推進	②家庭的保育事業者（保育ママ）の拡充
		推進	③市立保育園等における定員の弾力運用
			④事業所内保育施設等の開設支援
			⑤私立幼稚園の保育機能の充実と保育施設との連携の検討
(2)	幼児教育の充実	主要	①幼児教育の充実と子ども・子育て支援新制度の円滑な推進
		主要	②三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの策定
		推進	③私立幼稚園、認定こども園による子育て支援事業への支援の検討
(3)	保育サービスの充実	主要	①地域における人財の育成 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
			②保育の質の確保及び向上
			③セーフティーネット機能の確保
			④延長保育、病児・病後児支援事業等の充実
			⑤働き方に即した保育サービスの充実
			⑥障がいのある児童の保育の充実
			⑦保育園・ハピネスセンターと小・中・高校生及び高齢者・障がい者等との交流
			⑧第三者評価によるサービス評価の実施
(4)	民間保育園等への支援		①民間保育園等への支援
			②認可外保育施設利用者への助成制度の実施
(5)	効率的な保育園の運営	主要	①公私連携型の運営形態を活用した民設民営保育園への移行
			②公設民営保育園の運営の充実
(6)	財源の確保と費用負担のあり方の検討	推進	①適正な受益者負担のあり方の検討

4 児童青少年の健全育成と子どもたちの居場所づくり

(1) 学校等を活用した居場所づくり	主要	①子どもの安全安心な活動拠点としての地域開放の推進 ▶「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照
	主要	②地域子どもクラブ事業の充実 ▶「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照
	主要	③学童保育所、児童館等の放課後の居場所の充実 ▶「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照
(2) 学童保育所の充実	主要	①学童保育所の整備と効率的な運営の検討
	主要	②障がいのある児童の受け入れ人数等の拡充の検討
(3) 児童館の充実及び機能強化	主要	①多世代交流拠点、中高生の居場所としての児童館機能の強化
	主要	②子ども・若者支援の推進 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
		③子ども相談窓口機能の充実 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
(4) 各施設の連携		①地域子どもクラブ、学童保育所等との連携の推進
		②児童サービスの充実 ▶「第7部-第1-2 図書館活動」参照

5 ひとり親家庭の支援

(1) ひとり親家庭の自立に向けた支援	推進	①母子生活支援施設の活用
	推進	②生活安定、自立支援の拡充
		③日常生活、養育の支援
		④ひとり親家庭医療費の助成

6 母と子の健康づくりの推進

(1) 母子保健の充実	推進	①母子保健に関する疾病予防・健康増進事業の推進 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照
(2) 子どもの医療費助成の実施		①乳幼児医療費の助成
		②義務教育就学児医療費の助成
(3) 小児夜間診療の実施		①小児初期救急平日準夜間診療の実施 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照


7 計画の推進

(1) 推進体制の整備		①「子ども・子育て会議」による評価・検証
		②「三鷹教育・子育て研究所」の活用
		③関係機関等との連携による施策の充実
(2) 危機管理体制の整備	主要	①児童施設等の災害時における危機管理体制の整備

V 主要事業


2-(1)-① 子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討

子育て支援の拠点施設として、子ども家庭支援センターの機能を強化し、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスを提供します。また、多機能型保育園及び在宅子育て支援の拠点として、駅前保育園と子ども家庭支援センターの連携を強化し、サービスの拡充を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討	地域の子育て支援サービスの拡充	実施	拡充				


2-(2)-① 利用者支援事業の実施

子育てをしている家庭が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子ども家庭支援センターなどの身近な施設における子育て支援コーディネート機能を拡充し、地域子育て支援拠点としての機能強化を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
利用者支援事業の実施	地域子育て支援拠点の拡充	検討	実施	拡充			

2-(2)-② 保育園地域開放事業の充実

子育て不安を解消するために地域における子育て拠点として、引き続き保育をはじめとする栄養、保健など専門的な機能を活かした地域開放事業を推進するとともに、保育園と子ども家庭支援センターが連携し、互いに提供しているサービスを通じて利用者のニーズを検証し、地域に根差した保育園独自の新たなサービスを提供します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
保育園地域開放事業の充実	地域開放事業の利用拡充	実施	充実				

3-(1)-① 民間認可保育園、小規模保育施設の開設支援

民間土地所有者が所有する用地に建物を建設したものを株式会社やNPO等の保育事業者が借り上げ、国等の補助金を活用して、認可保育園を開設することを支援します。また、三鷹台保育園と高山保育園の統合保育園として社会福祉事業団が整備する「三鷹赤とんぼ保育園」について、平成28年4月開設に向け支援します。

さらに、子ども・子育て支援新制度で新たに創設された小規模保育事業について、地域の保育ニーズの受け皿となる施設として開設を支援します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
民間認可保育園、小規模保育施設の開設支援 (事業費：9億9千万円)	保育定員の拡充及び待機児童の解消	定員拡充	3 開園設	3 開園設	3 開園設	1 開園設	定員拡充


3-(2)-① 幼児教育の充実と子ども・子育て支援新制度の円滑な推進

私立幼稚園について、子ども・子育て支援新制度の施設型給付への円滑な移行を支援することにより、幼児教育の充実を図り、地域の教育・保育に係る総合的な提供体制を確保します。また、私立幼稚園及び保護者への助成を継続します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
幼児教育の充実と子ども・子育て支援新制度の円滑な推進	施設型給付への円滑な移行	検討	7園	1園	1園	1園	円滑な移行

3-(2)-② 三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの策定


子ども・子育て支援新制度を踏まえ、市内の保育園、幼稚園、認定こども園などの施設を問わずすべての子どもにとっての保育・教育の質が向上し、またそれらを担う保育者等の保育力の向上を図るとともに、教育委員会と連携し、小学校への円滑な移行をめざすため、三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラムを策定します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹市乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの策定	乳幼児期保育・教育共通カリキュラムの策定	検討	検討	策検討	検実施		

3-(5)-① 公私連携型の運営形態を活用した民設民営保育園への移行

子ども・子育て支援新制度を踏まえ、既存の公設民営保育園のうち、社会福祉事業団に運営を委託している保育園等について、新制度に盛り込まれた公私連携型の運営形態(注1)を活用し、民設民営化への移行を図ります。この方式を活用することにより、運営等における三鷹市との関与を明確にして保育の質を保ちながら、国と都から新たな財源確保を図ることができます。


(注1) 公私連携型の運営形態：民間法人が市町村から土地や保育施設等の設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、市町村と協定を締結したうえで、保育及び子育て支援事業を行う保育園の運営形態のことです。この方式は新制度で新たに創設されました。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
公私連携型の運営形態を活用した民設民営保育園への移行	公私連携型への移行	検討・準備	3園	2園	検討		

4-(2)-① 学童保育所の整備と効率的な運営の検討

4-(2)-② 障がいのある児童の受け入れ人数等の拡充の検討

施設の老朽化の解消及び待機児童解消のため、学童保育所の改修・整備を進めます。児童1人あたりの保育面積を確保するなど、保育環境の改善を図ります。また、入所を希望する利用者の増加に対応するため、定員の見直しや弾力的な運用、入所基準や施設の転用などの検討を行い、待機児童の解消をめざします。さらに、学童保育所の運営及び施設整備等に係る経費負担の適正化を図るため、学童保育所育成料の見直しや障がいのある児童の受け入れ人数等の拡充、学童保育を含めすべての児童に向けた放課後の取り組みのあり方についても検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学童保育所の整備と 効率的な運営の検討 (事業費：約1億6千万円)	学童保育所の改 修・整備	5か所	1 か 所		1 か 所		2か所


4-(3)-① 多世代交流拠点、中高生の居場所としての児童館機能の強化

児童館の利用者として、中学生や高校生の利用者が増加し、中高生世代の居場所としてのニーズも高まっていることから、児童館の機能を充実・拡大するため、開館時間の延長や、児童館の施設活用のあり方について検討します。また、社会教育会館との連携を推進し、多世代交流拠点としての機能の強化をめざします。平成28年度は、西児童館において、一部開館時間を延長し、相談や学習支援など中高生の居場所づくりのモデル事業を実施します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
多世代交流拠点、中 高生の居場所として の児童館機能の強化 (事業費：約2億円)	児童館の機能強化		検 討	(西) モ デル事 業 改修設 計	(西)(東) 改修工 事 改修設 計	リ(東) ニ(東) コ(東) ー(東) ア(東) ル(東) 改修工 事	機能強化

7-(2)-① 児童施設等の災害時における危機管理体制の整備

大地震等の災害発生時において、保育施設における子どもの安全の確保及び保護者の帰宅困難等に適切に対応するため、「災害時行動マニュアル」等を策定しました。あわせて、その他の児童施設等における子どもや保護者の安全を確保するための体制等についても検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
児童施設等の災害時 における危機管理体 制の整備	「災害時行動マニ ュアル」の運用	運 用	見 直 し、 改 善				

VI 推進事業

1-(1)-① 「子育て支援ビジョン」、[子ども・子育て支援事業計画]に基づく子ども・子育て支援施策の推進

子ども・子育て会議において、計画の進行管理及び見直しに係る協議並びに実施の状況に関する評価及び検証を行うとともに、実施事業量を毎年度公表し、子ども・子育て支援施策を推進します。

2-(2)-③ 親子ひろば事業の充実

家庭における子育て不安や孤立感の解消を図るため、引き続き親子ひろば事業を実施し、保護者同士の交流の場を提供するとともに、すくすくひろば(注2)等における各種育児講座・育児相談等を充実し、在宅子育て支援を推進します。

(注2) すくすくひろば：遊びや交流の場の提供や講習会等を行う、子育て支援施設のことです。

3-(1)-② 家庭的保育事業者(保育ママ)の拡充

子ども・子育て支援新制度で地域型保育事業に位置付けられている家庭的保育事業について、NPO等が家庭的保育事業者として保育を行うこと等を含め、事業の拡充を図ります。

3-(1)-③ 市立保育園等における定員の弾力運用

保育ニーズの拡大に伴う入園希望者及び待機児童の増加に対応するため、大きな改修を行わず既存の公立保育施設での運用定員の拡充を図ってきましたが、これまでの実施状況を検証しながら、今後の弾力運用を検討します。

3-(2)-③ 私立幼稚園、認定こども園による子育て支援事業への支援の検討

地域における多様な保育ニーズに対応するため、地域の教育資源である私立幼稚園や認定こども園が行う子育て支援事業への支援のあり方を検討します。

3-(6)-① 適正な受益者負担のあり方の検討

認可保育園の保育料負担金については、平成25年4月に改定を行い、平成27年4月の新制度スタート時は現行の保育料の体系を維持しましたが、引き続き保育園運営に係る経費負担の適正化を図るため、在宅子育て家庭と保育施設を利用する家庭への経済的支援施策とのバランスをとりつつ、保育料負担金について検討します。

5-(1)-① 母子生活支援施設の活用

母子生活支援施設において、母子ともに安定した生活が過ごせるように、心理療法士等を定期的に配置し、母子の心のケアに取り組み、自立に向けた具体的な支援を行います。

5-(1)-② 生活安定、自立支援の拡充

自立して生活していくためには就職し、安定した収入を得ることが必要なことから、ハローワークや東京都ひとり親家庭支援センター等、国や東京都、地域の関係機関と連携し、就職に関する相談や就職に必要な技能を身につけるための支援を推進します。

Ⅶ 関連個別計画

- 子育て支援ビジョン
- 子ども・子育て支援事業計画
- 健康福祉総合計画2022（第1次改定）



東児童館の親子ひろば

第3 魅力ある教育の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

平成18年に策定した「教育ビジョン」に基づき、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を基盤とし、義務教育9年間の連続性と系統性のある指導と特色ある教育活動の充実を図る「小・中一貫教育」の推進に取り組んできました。「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」については、平成18年にモデル校として開園した「にしみたか学園」の検証を踏まえ、平成21年度には、全市立小・中学校が「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」となり、市内7つの学園による学校教育の仕組みを整備しました。今後も、検証・改善を重ねながら、この仕組みをより効果的かつ持続可能なものとし、充実・発展させることが求められています。また、教育支援においては、「教育支援プラン2022」に基づき、各小・中学校では、教育支援コーディネーターを中心とした校内委員会が充実するとともに、5学園で知的障がいの固定制教育支援学級の小・中一貫教育が実現しました。

この他、教育内容の充実や校務事務の効率化を図るため、コンピュータ室の整備や教員用パソコンの配置など小・中学校におけるICT環境を整備するとともに、学校・学園ホームページの整備などに取り組みました。授業用ICT環境の整備について、文部科学省が公表した「教育の情報化ビジョン」等で示されためざすべき姿を参考とし、小・中学校におけるICT環境整備を図るとともに、ICT機器等の特性を活かした教育活動等の充実を図ることが課題です。

● 施策の方向

「教育ビジョン2022」に基づき、「人間力」と「社会力」を育む教育活動を充実し、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を通して、三鷹の子ども一人ひとりのニーズに応じた教育内容の充実を図ります。この取り組みにあたっては、コミュニティ・スクール委員会の活動を通じて学校・家庭・地域との一層の協働・連携を進めるとともに、地域人財の育成に取り組み、コミュニティ・スクールの活動内容や成果の発信を行いながら、その機能の充実を図ります。また、学園長、校長の学園・学校経営力を高め、自律的なマネジメントにより、三鷹市の特色ある教育を充実します。

各学園・学校がコミュニティ・スクールとして充実・発展し、地域で展開されているコミュニティ活動との連携が深まることにより、学校を地域の拠点であるプラットフォームとして、地域の人財が交流・循環していく、学校を核としたコミュニティづくり「スクール・コミュニティの創造」をめざします。

「教育支援プラン2022」に基づき、障がいのあつるなしに関わらず、子ども一人ひとりの状況にあつた学校環境の充実や、学習環境の確保など、教育ニーズに応じた対応（合理的配慮）の浸透をめざします。

教育の質の向上に向け、基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、「グループ学習」や「問題解決学習」などを活用して、主体的・協働的・能動的な学習の推進を図ります。

また、そのための有効なツールの一つである、ICT環境の整備と効果的な活用を含め、教職員研修や授業研究を推進します。さらに、学校・学園のホームページの充実と、ウェブアクセシビリティの向上を図るとともに、地域SNSや小・中学校緊急時等情報配信システムの活用により、学校・家庭・地域間の連携を推進します。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
市立小学校卒業者の市立 中学校への進学者数の割合	78.3%	81.1%	81.5%	82.0%

市立小学校から市立中学校への入学率を示す指標です。三鷹市の小・中一貫教育校が市民から積極的に支持されるよう、学校・家庭・地域の連携・協働により、一層の教育の充実を図り、市立中学校への進学者数の割合の増加をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
学校支援ボランティアの 参加者数	7,835人	17,807人	18,000人	19,000人

コミュニティ・スクールとしての活動の特徴である学校支援ボランティアの参画の状況を示す指標です。これまでも多数の保護者・地域の方がボランティアとしてさまざまな学校の活動に参画されていますが、今後も児童・生徒の「人間力」「社会力」を高め、安心して学習できるよう、地域との協働により学校支援ボランティアの一層の充実をめざします。

III 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 保護者及び地域住民は、学校との連携・協働により、地域ぐるみで子どもたちを育むさまざまな活動を推進するなど、学校・家庭・地域が一体となったコミュニティ・スクールの充実に向けて取り組みを進めます。
- 保護者及び地域住民は、コミュニティ・スクール委員会や学校を支援する関係団体等の活動を通じて、学校運営への積極的な参画や学校支援の活動に取り組みます。

● 市の役割

- 市は、これまでの実践を踏まえ、より効果的かつ持続可能な取り組みとして実施できる、三鷹型の「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育システム」を構築するため、コミュニティ・スクール委員会の機能の充実や学校支援者の組織化の支援など、一層の条件整備を進めます。
- 市は、三鷹ネットワーク大学推進機構と協働して、「三鷹教育・子育て研究所」の研究・研修機能を有効に利活用していきます。
- 市は、私立幼稚園と協力して、幼児教育の振興に資する取り組みを行います。

IV 施策・主な事業の体系

1 計画の改定と推進

● 主要事業 ◻ 推進事業

(1)	「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進	◻ 推進	①「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
(2)	計画の改定と推進	● 主要	①「教育ビジョン2022」の改定と推進
		● 主要	②「教育支援プラン2022」の改定と推進

(3)	市長及び教育委員会との調整・協議による教育行政の推進	主要	①総合教育会議の開催及び教育に関する「大綱」の策定と推進
-----	----------------------------	----	------------------------------

2 コミュニティ・スクールの充実

(1)	地域との連携による学校教育の推進	主要	①コミュニティ・スクールの機能の充実
		主要	②「スクール・コミュニティ」の創造に向けた支援組織の充実
		推進	③学校評価・学園評価の充実
		推進	④地域人財による学習指導の充実

3 小・中一貫教育の推進を軸とする教育内容の充実

(1)	小・中一貫教育の充実と発展	主要	①知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実
		主要	②効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築
		主要	③学園の特色ある教育活動の充実
		推進	④少人数学習集団による指導の推進と充実
		推進	⑤キャリア・アントレプレナーシップ教育の推進と充実
(2)	多様な教育的ニーズに対応する個に応じた指導の推進	主要	①教育支援の充実
		主要	②個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進
(3)	学習援助と機会の保障		①学習指導員派遣事業の充実
			②外国人・帰国児童・生徒への支援
(4)	幼児教育の充実	主要	①幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進
			②私立幼稚園保護者への助成の継続
			③私立幼稚園への助成の充実
(5)	三鷹らしい教育の実現	主要	①三鷹教育・子育て研究所の機能の拡充と活用の推進
		主要	②三鷹らしい教育の実現をめざす教員の人財育成
		推進	③優れた教育実践の蓄積と活用の推進
			④学校図書館の整備と地域開放の実施
(6)	ICTを活用した魅力ある教育の推進	主要	①学校におけるICT利用環境の整備と活用
		推進	②学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上
		推進	③学校・家庭・地域間の連携の推進

4 生活指導の充実

(1)	健全育成の充実		①健全育成の充実
(2)	問題行動への対応		①問題行動への対応
(3)	いじめ・不登校への対応	推進	①いじめ・不登校への対応

5 教育センター機能の充実

(1)	教育センター機能の充実	主要	①教育センターの耐震補強等工事の実施
			②教育センター機能の充実

6 義務教育での保護者負担の軽減等

(1) 保護者負担の軽減等	①修学旅行、教材等への公費負担の継続
---------------	--------------------

V 主要事業

1-(2)-① 「教育ビジョン2022」の改定と推進

市の地域特性を活かし、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの「人間力」と「社会力」を一層育成していくことを基本的な視点におき、三鷹の教育がめざす基本的かつ総合的な構想として策定した、「教育ビジョン2022」を改定します。教育ビジョンの推進にあたっては、毎年度、市教育委員会が定める「基本方針と事業計画」に具体的な施策・事業を示し、積極的な推進を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「教育ビジョン2022」の改定と推進	策定、推進	推進	改定	推進	→		

1-(2)-② 「教育支援プラン2022」の改定と推進

障がいのある子どもない子ども学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援するために策定した、「教育支援プラン2022」を改定・推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「教育支援プラン2022」の改定と推進	策定、推進	推進	改定	推進	→		

1-(3)-① 総合教育会議の開催及び教育に関する「大綱」の策定と推進

総合教育会議は、基本構想の基本理念、自治基本条例に定める参加と協働の市政を基調とし、市長と教育委員会とが協議・調整を図り、学校、家庭、地域とともに参加と協働による教育行政を推進することを目的としています。会議を開催することで、教育ビジョン、生涯学習プランなどの基本目標の実現を図ります。

また、教育の目標や施策の根本的な方針として、教育に関する「大綱」を策定し推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
総合教育会議の開催及び教育に関する「大綱」の策定と推進	策定、推進	—	策定	推進	→		

2-(1)-① コミュニティ・スクールの機能の充実

コミュニティ・スクール委員会の機能の充実を図り、保護者・地域住民の意向が学校運営により一層反映されるよう取り組みを進めます。また、コミュニティ・スクール委員会による学校関係者評価により、学園・学校の教育活動の成果を検証し、絶えず改善につなげられるよう学校のPDCAサイクルを確立します。地域人財の参画を促進し、学校支援ボランティアの一層の拡充を図り、地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進、家庭・地域と一体になった学校の活性化をめざします。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
コミュニティ・スクールの機能の充実	コミュニティ・スクール委員会の機能の充実と学校支援ボランティアの拡充	充実拡充	充実拡充				

2-(1)-② 「スクール・コミュニティ」の創造に向けた支援組織の充実

コミュニティ・スクールを支える学校支援者の組織化を支援するなどして継続的かつ安定的な学校支援の条件整備を進めるとともに、地域との協働をより一層進め、学校を拠点とした地域活動の活性化を図ることにより、学校を核としたコミュニティづくりを促進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「スクール・コミュニティ」の創造に向けた支援組織の充実	学校支援者の組織化の支援と安定的な支援体制の整備	充実	充実				

3-(1)-① 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

学校教育では9年間の小・中一貫教育の中で、学びの連続性と系統性を明確にした三鷹市の小・中一貫カリキュラムによる学習指導を推進し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の解決に向けて主体的・協働的に学習に取り組む意欲や態度を育みます。また、「三鷹『学び』のスタンダード」の取り組みをとおしてさまざまな教育活動を充実させ、より一層「人間力」「社会力」を身に付け、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒を育成します。学力の向上、理数教育の充実、外国人指導者の活用と教員の指導力向上による外国語教育の充実、情報モラル教育の充実、人権教育・道徳教育の充実、安全教育・防災教育の充実、健康教育・食育等の推進により、9年間の教育内容を充実させ、確実に学習内容の定着を図り、三鷹の子どもたちの学びのより一層の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実	実施	実施	実施				

3-(1)-② 効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築

「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」に基づいて、小・中相互乗り入れ授業を含めた学園内の教職員の交流、異校種への配置等、効果的な指導交流を実施するなど、これまでの実践を踏まえ、小・中一貫教育校として一体感のある、より効果的かつ持続可能な学園運営ができるシステムを構築します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築	学園運営システムの改善・充実	充実	充実				

3-(1)-③ 学園の特色ある教育活動の充実

学園長、校長の学園・学校経営力を高め、自律的な学園・学校経営をコミュニティ・スクール委員会や学校運営協議会と協働で進める体制をより一層整備します。また、学園の教育計画に基づく各学校の教育課程の編成を通して、特色ある学園・学校づくりを推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学園の特色ある教育活動の充実	学園の特色ある教育活動の推進・充実	充実	充実				

3-(2)-① 教育支援の充実

国の動向や「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」による特別支援教室の導入に基づき、三鷹市のこれまでの実績を活かして、一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮を踏まえた固定制・通級制の教育支援学級の設置のあり方を検討するとともに、北野ハピネスセンター幼児部門から移転する子ども発達支援センターとの連携を図りながら、教育支援の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
教育支援の充実	充実・推進	推進	推進				

3-(2)-② 個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進

児童・生徒のもてる能力を最大限に引き出し、一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、多様な教育方法を取り入れた指導に取り組みます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進	さまざまなニーズに応じた個に応じた指導実践の普及	推進	推進				

3-(4)-① 幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進

小学校入学前後の移行期を円滑で実り多いものにするため、「幼稚園・保育園と小学校・学童保育所等との連携地区連絡会」の充実を図り、連携事業を推進します。具体的な連携事業については、子どもと保護者の不安に応えるため、園児の学校体験・学校行事への参加や学校給食体験などを行うとともに、保護者のためのガイドブックの配布などを行います。また、連携地区連絡会を通して研修の実施や情報交換・交流を促進し、連携の強化を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進	幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進	推進	推進				

3-(5)-① 三鷹教育・子育て研究所の機能の拡充と活用の推進

市、市教育委員会、三鷹ネットワーク大学推進機構の三者で共同設置した「三鷹教育・子育て研究所」を活用し、三鷹市の教育及び子育て支援のまちづくりに資する調査研究事業や人材育成事業の積極的な展開を図ります。また、「三鷹教育・子育て研究所」の機能の拡充について検討を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹教育・子育て研究所の機能の拡充と活用の推進	調査・研究の実施 人財の育成 機能の拡充	推進	推進				

3-(5)-② 三鷹らしい教育の実現をめざす教員の人財育成

三鷹市の教育理念である「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の意義を理解し、意欲ある教員を育成するため、「三鷹市立学校人財育成方針」に基づいて教員の資質・能力の向上をめざしたキャリア支援と研修プログラムの充実を図ります。あわせて、教育公務員としてのコンプライアンスの意識啓発を行い、服務規律の徹底を図ります。また、三鷹ネットワーク大学推進機構と連携し、「教師力養成講座・錬成講座」等を実施するとともに、学校教育活動への支援者を養成するための研修・講座の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
三鷹らしい教育の実現をめざす教員の人財育成	人財育成方針の策定及びそれに基づく人財の育成	充実	充実				

3-(6)-① 学校におけるICT利用環境の整備と活用

教育活動・内容の充実を図り、児童・生徒が主体的・協働的に課題解決に取り組む学習を推進するため、その一つの有効手段として、ICTを活用した授業モデルを研究し、活用事例の共有を通して市内すべての小・中学校での実践につなげます。また、ICTの効果的な活用に向けた教職員研修や授業研究を推進する中で、ICT機器の拡充に向けた検討を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学校におけるICT利用環境の整備と活用	授業等での活用 維持・管理	推進	推進				

5-(1)-① 教育センターの耐震補強等工事の実施

学校教育の充実と振興を図るために昭和55年に設置した三鷹市教育センターについて、耐震性の確保を図るため、老朽化した施設設備の更新を含めて耐震補強等工事を実施します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
教育センターの耐震補強等工事の実施 (事業費：約7億2千万円)	耐震補強等工事の完了と維持管理	—		設計	工事		工事完了

VI 推進事業

2-(1)-③ 学校評価・学園評価の充実

学校及び学園のマネジメントサイクルが継続的・持続的に展開されるように学校評価・学園評価の活用を図り、コミュニティ・スクールとしての地域や保護者のニーズをよりの確に把握し、学校・学園の改善に活かしていく仕組みを整えます。

2-(1)-④ 地域人財による学習指導の充実

児童・生徒に学習内容を定着させ、学力の向上を図るために、学生ボランティア等の積極的な活用を進めます。また、地域人財の育成のために学校支援者養成講座の充実を図り、保護者等による授業サポート等の支援体制や、専門性の高い市民の知識・経験をさまざまな教育活動において有効に活かす仕組みづくりを推進します。コミュニティ・スクールの機能を十分に活かし、児童・生徒がさまざまな大人と関わる機会をとおして、「人間力」「社会力」を育成していきます。

3-(1)-④ 少人数学習集団による指導の推進と充実

地域の人財、環境を活かした教育活動や、小・中一貫教育校ならではの児童・生徒の交流活動などを推進するとともに、これまで市で推進してきた習熟度に応じた学習集団による指導等、指導方法の工夫・改善をより一層進め、学園の特色ある教育活動の充実を図ります。

3-(1)-⑤ キャリア・アントレプレナーシップ教育の推進と充実

コミュニティ・スクールの特性を活かし、地域の多様な大人と出会う機会の充実を図り、児童・生徒が望ましい勤労観・職業観と「人間力」「社会力」を身につけられるようキャリア・アントレプレナーシップ教育（注1）の推進・充実を図ります。

（注1） キャリア・アントレプレナーシップ教育：チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家を持つような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育と合わせて実施する教育のことです。

3-(5)-③ 優れた教育実践の蓄積と活用の推進

市立小・中学校での優れた教育実践を各学校や各教員が共有し、更なる教育活動の充実を図るため、市指定の研究奨励校や研究協力校、各学園の研究組織、そして三鷹市立小・中学校教育研究会等と連携し、教員用ネットワークを活用して研究成果を蓄積し、各学校での活用を推進する仕組みづくりを進めます。

3-(6)-② 学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上

3-(6)-③ 学校・家庭・地域間の連携の推進

学校及び学園のホームページは、学校・家庭・地域間の情報共有基盤として重要な役割を担っていることから、その内容の充実とともに、迅速な情報提供を図るため、平成25年度に学校及び学園のホームページ用コンテンツマネジメントシステムの更改を行いました。新システムは、誰もが使いやすいホームページをめざして、市ホームページと同様にウェブアクセシビリティに関するJIS規格に基づき設計されたシステムを採用しました。これらのシステム面の機能向上と併せて、引き続き教職員等の研修の充実などの取り組みを進めます。また、地域SNSの利活用の推進など検討・調整を行うとともに、平成27年度に導入した小・中学校緊急時等情報配信システムの活用により、学校・家庭・地域間の連携を推進します。

4-(3)-① いじめ・不登校への対応

いじめは深刻な人権侵害との認識に立ち、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」及び「三鷹市いじめ防止対策基本方針」を踏まえ、いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応の充実を図ります。教員の指導力の向上と学校の組織的・計画的な指導体制の整備、関係機関との連携の強化に取り組むとともに、教育相談体制の充実を図り、9年間の小・中一貫教育において継続的・系統的な指導を展開することで児童・生徒の健全育成を推進します。

VII 関連個別計画

- 教育ビジョン2022（第1次改定）
- 教育支援プラン2022（第1次改定）
- 健康福祉総合計画2022（第1次改定）
- 子育て支援ビジョン
- 子ども・子育て支援事業計画



市立小・中学校で行われている乗入授業



初任者宿泊研修（川上郷自然の村）でのグループ協議

第4 安全で開かれた学校環境の整備

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市では、学校施設の耐震補強工事・改修工事等の計画的な実施、学校における校庭等の芝生化・壁面緑化等の推進などを主要課題として位置付け、安全で開かれた学校環境の整備に積極的に取り組んできました。学校施設は、児童・生徒にとって、学習の場であり、多くの時間を過ごす場であることから、快適で質の高い教育環境の整備に努めることは引き続き重要な課題です。また、地域コミュニティづくりの場として、校庭、学校図書館、校舎などの学校施設の開放により、子どもの安全で安心な活動拠点、地域の生涯学習やスポーツの拠点としての機能を果たす必要があります。さらに、大規模な災害発生時には、児童・生徒の安全を確保するとともに、地域の重要な防災拠点としての機能を担う必要があります。

放課後や土曜・日曜日に子どもたちが安全に安心して文化・スポーツ活動や自由遊びができるよう、学校を拠点とした子どもの居場所として地域子どもクラブ事業を保護者、地域団体、学校等との連携により進めてきました。地域子どもクラブの事業内容の質、量の拡充・向上と安定した運営を図るため、各地域子どもクラブの担い手の育成、人財の確保、学校をはじめとする関係機関・団体との連携、協力体制の充実が課題となっています。

● 施策の方向

地域防災計画により一時避難場所及び避難所として位置づけられている市立小・中学校について、災害発生時の避難所としての開設・運営に係る施設整備の一層の充実を図るとともに、初動から避難所運営、早期復旧までの危機管理体制を確立し、防災拠点としての機能強化を図ります。

小・中学校の校舎・体育館の耐震補強工事を完了させ、学校施設耐震化率100%を達成します。また、児童・生徒の学習の場として、快適で質の高い教育環境を実現するために、学校施設の長寿命化改修工事や中学校特別教室等への空調設備の整備に取り組めます。学校施設は建設以来40年を経過した建物も多く、老朽化が進んでいることから、長寿命化改修工事では、天井材、照明器具、家具などの「非構造部材」の耐震化を進めるとともに、施設・設備の老朽化対策、誰もが使いやすい施設とするためのトイレ改修やバリアフリー施設の整備等を計画的に実施していきます。更なる安全で開かれた学校環境の整備をめざし、環境に配慮した学校環境の整備や、学校の地域拠点化を推進します。

児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保に向け、高山小学校の学級数増加への対応の方針と計画を踏まえ、年次ごとに必要な対応を図るとともに、全市的に児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を継続し、中・長期的な課題を抽出しながら取り組みを進めます。

地域子どもクラブについては、保護者、地域全体、学校等の連携により安定した運営を図り、学校を拠点に活動する青少年健全育成団体等との連携を拡充し、子どもの安全で安心な活動拠点としての充実を図ります。

Ⅱ まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
学校施設の長寿命化改修 工事実施校数	0校	0校	3校	11校

市立小・中学校の長寿命化改修工事進捗状況を示す指標です。老朽化対策、トイレ改修、バリアフリー施設の整備などの長寿命化改修工事を推進し、快適で質の高い教育環境の向上を図ります。建替工事により対応した第三小学校・東台小学校の校舎及び第二中学校・第五中学校の体育館を除く学校施設について、平成39年度までに全校の長寿命化改修をめざします。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
地域子どもクラブ事業の 参加者数	167,247人	208,710人	210,000人	210,000人

各地域子どもクラブ事業で行っている、地域活動・育成活動への子どもたちの参加を示す指標です。学校・家庭・地域との連携・協力により、放課後の子どもの居場所づくり事業の充実をめざします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民（校庭利用団体・地域住民・保護者等）は、地球温暖化対策、夏場の学校内の気温上昇対策として、市が整備した市立小・中学校校庭等の芝生化・壁面緑化等について、ボランティアとして維持管理作業に参加します。
- 保護者や地域住民は、子どもたちのすこやかな成長のために、学校、学童保育所等と連携して地域子どもクラブ活動に取り組みます。

● 市の役割

- 市は、学校施設の耐震補強工事や、天井材、照明器具、家具などの「非構造部材」の耐震対策を順次計画的に実施します。
- 市は、学校施設（校舎、体育館等）について、トイレ改修、バリアフリー施設の整備等とともに、屋上防水、外壁塗装、窓改修、給排水設備改修など、施設内外の老朽化対策などの長寿命化改修工事を計画的に実施することより、快適で質の高い教育環境の実現を図ります。
- 市は、児童・生徒の快適な学習環境を維持し、適切な教育活動を実施するため、空調設備が一部未整備となっている中学校の特別教室等への追加整備を計画的に進め、児童・生徒の更なる良好な学習環境を整備します。
- 市は、地球温暖化対策、夏場の学校内の気温上昇対策として、市立小・中学校校庭等の芝生化・壁面緑化等に取り組みます。
- 市は、地域子どもクラブの安定した運営を継続していくための支援体制を充実させ、保護者、地域全体、学校、学校を拠点に活動する青少年健全育成団体等の連携を進めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 地域との協働による学校の安全管理体制の充実

主要 主要事業

推進 推進事業

(1)	学校の安全管理体制の充実	主要	①子どもの安全・安心の確保
		主要	②学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化

2 学校施設の耐震化と施設・設備の整備

(1)	学校施設の耐震化と施設環境の整備	主要	①学校施設の耐震補強工事の計画的な実施
		主要	②学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施
		主要	③学校施設、コミュニティ・センター、公会堂などの防災拠点化の推進 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
		主要	④小・中学校教室への空調設備の整備
		主要	⑤児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保
			⑥学校借用地の買収・校庭の拡張
(2)	環境に配慮した学校環境の整備	主要	①学校のエコスクール化の推進
		主要	②学校における校庭等の芝生化・壁面緑化等の推進
		主要	③公共施設の省エネルギー対策の推進 ▶「第4部-第1 環境保全の推進」参照
		推進	④学校版環境マネジメントシステムの推進

3 学校の地域拠点化の推進

(1)	地域開放の推進	主要	①子どもの安全安心な活動拠点としての地域開放の推進
		主要	②生涯学習・文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進
(2)	地域の防災拠点化の推進	主要	①公共施設の防災拠点化 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
(3)	学校と地域との交流の促進	推進	①学校・家庭・地域間の情報共有と連携及び地域向け活動の推進
(4)	学校を拠点とした地域活動の支援	推進	①学校を拠点とした地域活動の支援

4 魅力ある学校環境の整備

(1)	学校給食の充実	主要	①学校給食の充実と効率的な運営
		主要	②市内産野菜の活用
			③給食機械設備の改善
(2)	教育備品の充実・整備		①教育備品の充実・整備

5 地域子どもクラブ事業と学童保育所の充実

(1)	地域子どもクラブ事業の充実	主要	①地域子どもクラブ事業の充実
		主要	②学童保育所、児童館等の放課後の居場所の充実
(2)	学童保育所の充実	主要	①学童保育所の充実 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照

6 校外学習施設の充実

(1)	川上郷自然の村の充実	推進	①川上郷自然の村の利用者拡大と効率的運営
-----	------------	----	----------------------

V 主要事業

1-(1)-① 子どもの安全・安心の確保

学校における児童・生徒の安全を確保するため、市民協働パトロールとの連携を図り、全市立小・中学校に設置した防犯カメラ、非常通報装置「学校110番」、機械警備システムなどの適正な運用により、防犯等に努めるとともに、全市立小学校に設置した学校安全推進員（スクールエンジェルス）の活用を図ります。あわせて、学校、保護者、地域等と協議しながら、全市立小学校の通学路に防犯カメラを設置し、学校、地域等が行う児童の見守り活動を補完し、児童の安全確保の強化を図ります。また、児童・生徒への安全教育、防災教育のより一層の充実を図り、危険を予測し回避する能力と、非常時に備え、自らの安全を確保する力を育てます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
子どもの安全・安心の確保	全市立小学校の通学路に防犯カメラ設置	1校	4校	4校	3校	3校	設置完了・運用

1-(1)-② 学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化

地域防災計画により一時避難場所及び避難所として位置づけられている市立小・中学校について、災害発生時の避難所としての開設・運営に係る施設設備を耐震補強工事や長寿命化改修工事に併せて一層の充実を図るとともに、初動から避難所運営、早期復旧までの危機管理体制を構築し、防災拠点としての機能強化を図ります。また、学校施設が避難所として活用された場合の学校教育活動（事業継続）のあり方や児童・生徒の心のケアを含めた早期復旧の体制整備について検討を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学校における災害時の危機管理体制の構築	危機管理体制の構築及び推進	構築	推進	→			

2-(1)-① 学校施設の耐震補強工事の計画的な実施

2-(1)-② 学校施設の長寿命化改修工事の計画的な実施

児童・生徒が長時間の学校生活を過ごすとともに、災害発生時には地域の防災拠点ともなる市立小・中学校の校舎・体育館の耐震補強工事は平成27年度に完了し、学校施設耐震化率100%を達成する見込みです。

また、これら学校施設について、バリアフリー化を含めた適切な維持・保全を図り、安全で快適な教育環境を実現するため、平成26年度に実施した学校施設（校舎・体育館等）における非構造部材の耐震点検及び老朽度調査の調査結果を基に「学校施設の長寿命化改修工事」の計画策定を行い、トイレ改修、バリアフリー施設の整備とともに、屋上防水・外壁塗装・窓改修・給排水設備改修など、施設内外の長寿命化改修工

事と天井材、照明器具、家具などの「非構造部材」の耐震対策を併せて計画的に実施します。なお、事業の実施にあたっては、国の補助制度等の活用を図るなど、財政負担の軽減に努めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学校施設の耐震補強 工事の計画的な実施	構造体の耐震化 (体育館)	2校	4校 (完了)				
学校施設の長寿命化 改修工事の計画的な 実施 (事業費：約7億3千万円)	長寿命化改修工 事の実施(非構 造部材の耐震化 含む) (11校実施)	調査	計 画	設 計	1 校	2 校	8校

2-(1)-④ 小・中学校教室への空調設備の整備

児童・生徒の快適な学習環境を維持し、適切な教育活動を実施するため、平成22年度から24年度にかけて実施した市立小・中学校への空調設備整備事業に続き、市立中学校の特別教室等への空調設備追加整備を行います。なお、この整備にあたっては、国・東京都の補助制度の活用を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
小・中学校教室への 空調設備の整備 (事業費：約2億8千万円)	中学校特別教室 等への空調設備 追加整備(三中 を除く全中学校)	・全小学校教室整備 完了 ・特別教室等61室 を除き、全中 学校教室整備完了	17 室	23 室	21 室 (完了)		

2-(1)-⑤ 児童・生徒数の増減に対応した適正な学習環境の確保

児童数の増加により、新たに普通教室の確保が必要と見込まれる高山小学校について、学級数増加への対応の方針と計画を踏まえ、年次ごとに必要な対応を図ります。また、学級編制基準の見直しに関する国や東京都の動向等を注視するとともに、全市的に児童・生徒数及び学級数の将来推計の更新を継続し、中・長期的な課題を抽出しながら、適正な学習環境の確保に向けた取り組みを進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
児童・生徒数の増減 に対応した適正な学 習環境の確保 (事業費：約4億円)	推進	高山小学校学級 数増加への対応 の方針と計画の 策定 将来推計の更新	実 施 設 計 更 新	工 事	使 用 開 始		

2-(2)-① 学校のエコスクール化の推進

2-(2)-② 学校における校庭等の芝生化・壁面緑化等の推進

学校施設の建替えや長寿命化改修にあたっては、環境を考慮した施設となるよう省エネルギー・省資源化を図るとともに、自然生態系の保護・育成と環境教育への活用に配慮していきます。


地球温暖化対策、夏場の学校内の気温上昇対策として、市立小・中学校校庭等の芝生化・壁面緑化等に取り組めます。これらにより、雨水の地中への浸透、乾燥期の砂ぼこりの軽減の効果も期待されるとともに、維持管理業務を学校・家庭・地域との間の協働で取り組むことで、地域連携につなげます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学校における校庭等の芝生化・壁面緑化等の推進 (事業費：約1億9千万円)	校庭等の芝生化 (計16校)	8校	1校	1校	1校	1校	4校

3-(1)-① 子どもの安全安心な活動拠点としての地域開放の推進

3-(1)-② 生涯学習・文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進

地域子どもクラブ事業を推進するとともに、学校を拠点として活動する青少年活動団体等と連携を図り、学校を子どもの安全安心な活動拠点として開放します。また、生涯学習や文化、スポーツの拠点としての活動を促進するため、校庭や体育館だけでなく、学校図書館や特別教室等の開放にも努めるとともに、学校を拠点に活動している団体等との連携を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学校施設の地域開放の推進	学校施設の地域開放の推進	推進	推進				


4-(1)-① 学校給食の充実と効率的な運営

「給食の充実と効率的運営に関する実施方針」に基づき、安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、自校方式による学校給食調理業務の委託化、多様な給食形態の提供などを積極的に推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
学校給食の充実と効率的な運営 (事業費：約1億2千万円)	全校の給食調理業務の民間委託化	12校	1校	2校	1校	1校	全校

4-(1)-② 市内産野菜の活用

市内産の季節の野菜を積極的に学校給食に取り入れることにより、新鮮でおいしい給食を提供するとともに、食育の推進や地産地消を促すものとして、東京むさし農業協同組合との連携を図りながら、市内産野菜の学校給食への活用を推進し、利用率の向上をめざします。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
市内産野菜の活用	市内産野菜の活用	推進	準備		実施	推進	推進

5-(1)-① 地域子どもクラブ事業の充実

5-(1)-② 学童保育所、児童館等の放課後の居場所の充実

放課後や土曜・日曜日に子どもたちが安全に安心して文化・スポーツ活動や自由遊びができるよう、学校を拠点とした子どもの居場所づくりとして、地域子どもクラブ事業を保護者、地域団体、学校等との連携により進めます。また、地域コーディネーターの配置を拡大し、事業の担い手の支援や地域の人財の積極的な活用を図り、安定した運営をめざします。

学童保育所の対象年齢拡大や入所希望者の増加に伴う待機児童の動向を踏まえ、すべての子どもたちの放課後など居場所の充実を地域子どもクラブ、学童保育所、児童館等との連携を図りながら進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
地域子どもクラブ事業の充実	すべての子どもたちの放課後の居場所の充実	充実	充実	連携強化	→		推進

VI 推進事業

2-(2)-③ 学校版環境マネジメントシステムの推進

学校における環境教育や省エネルギー活動の推進など、環境負荷の低減に向けた取り組みを効果的かつ効率的に推進するため、学校版環境マネジメントシステムを構築し、平成24年度に全市立小・中学校で導入しました。今後も児童・生徒の環境意識の向上と主体的な環境行動の促進を図り、同システムの運用を推進します。

3-(3)-① 学校・家庭・地域間の情報共有と連携及び地域向け活動の推進

地域人財や市立小・中学校教員の専門的知識や技能等を活用し、地域向けの文化やスポーツ活動を推進します。また、コミュニティ・スクールの推進において重要となる学校・家庭・地域間の連携を図るため、ICTを活用した学校情報の発信や地域SNSの利活用の促進など、情報共有と連携の推進を図ります。

3-(4)-① 学校を拠点とした地域活動の支援

学校を核としたコミュニティづくりを推進するため、学校を拠点として活動するさまざまな地域団体等の活動促進を支援するとともに、各団体間の連携や学校との連携のあり方について検討を進めます。

6-(1)-① 川上郷自然の村の利用者拡大と効率的運営

校外学習施設「川上郷自然の村」について、関係各課のプロジェクト・チームによる効率的な施設運営の検証や自然教室のあり方など多角的な調査・検討の結果を踏まえ、引き続き校外学習施設・市民保養施設として活用を図ることとしました。今後も、指定管理者との緊密な連携のもとで、更なる経費削減や一般利用者の拡大など、効率的な施設運営の取り組みを推進します。

VII 関連個別計画

- 教育ビジョン2022（第1次改定）
- 教育支援プラン2022（第1次改定）
- 健康福祉総合計画2022（第1次改定）
- 子育て支援ビジョン
- 子ども・子育て支援事業計画
- 環境基本計画2022（第1次改定）



三鷹中央学園第三小学校開校70周年記念